

## 第8章 WTO体制、信頼性を回復しネットワーク型統治へ

### 【この章のポイント】

- ① 世界貿易機関（WTO）カンクン会合が決裂した背景には、途上国側の自由貿易主義的な主張に対し、先進国側がむしろ反自由貿易主義的に対応したことによる貿易の公正に対する信頼性が損なわれたことがある。
- ② こうした信頼性の毀損は国際通貨基金（IMF）・世界銀行など貿易以外のグローバル・ガバナンス体制にも影響する恐れがある。WTOはIMF・世銀などとも協力して特定の案件に焦点を合わせていくネットワーク型統治の方向へ進むことになろう。
- ③ ドーハラウンドが成功すれば世界経済にとって 5000 億ドルを超すプラスとなるとの試算もある。このような大規模なメリットを産む交渉を成功に導くため、傷ついた信頼性を早急に回復する必要がある。

### はじめに

2003年9月10日から9月14日にかけて開催されたものの交渉決裂で幕を閉じた第5回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（カンクン会合）の失敗は、現在 WTO を舞台に行われているドーハラウンド交渉にとって、さらには WTO 体制そのものにとって、大きな痛手として捉えられている。これを機に、マルチラテラリズム（多国間主義）は放棄され各国がリージョナリズム（地域主義）やバイラテラリズム（2国間主義）に走る、という見方をする向きも多い。少なくとも、当初予定されていた 2005 年 1 月 1 日までのドーハラウンド交渉終結は、その実現可能性がほぼなくなったと関係者の間では見られている。

カンクン会合の失敗の顛末を手掛かりに、WTO 体制とグローバル・ガバナンスの今後を見通してみようというのが、この章の趣旨である。

#### 1. 「カンクン」で何が起きたか

##### 1. 1 シンガポールイシュー巡り決裂

メキシコのカンクンで 2003 年 9 月 10 日から開催され、9 月 14 日の午後 3 時頃に交渉が決裂したとして議長のデルベス・メキシコ外相が閉会を宣言した第 5 回 WTO 閣僚会合は、おおむね以下のような顛末であった。

交渉が決裂したのは、9 月 14 日午後のグリーンルーム会合（主要 30 カ国程度を集めた非公式会合）の場で、シンガポールイシュー 4 分野（投資、競争、政府調達透明性、貿易円滑化）を議論していた際のことであった。シンガポールイシュー 4 分野を全て交渉化す

べしと主張してきた欧州連合（EU）が一部のみの交渉化で受け入れるとの妥協をしたにも関わらず、ACP 諸国（アフリカ・カリブ・太平洋地域に位置する欧州の旧植民地国のグループで 70 数カ国を数える）がゼロ回答に固執したために、議長のデルベス・メキシコ外相が閣僚会議打ち切りを決めたのである。

シンガポールイシュー 4 分野は、ドーハ閣僚会合の際に交渉開始が見送られ、次回会合であるカンクン会合で交渉開始を決定することになっていたアジェンダ（協議事項）であった。しかしながら、ドーハ以降もシンガポールイシューの交渉開始に対しては途上国の多くが消極的な姿勢を崩さずにカンクン会合に突入していたところ、14 日になって最大のデマンデュール（主唱者）である EU が域内各との了解を現場で取り付けた上で、4 分野のうち 2 分野のみ交渉化という線で妥協案を提示したのであった。

14 日にシンガポールイシューに絞って議論していたのは、13 日に閣僚宣言改定案をデルベス議長が提示した後に全加盟国を集めて議論を行った結果、シンガポールイシューに発言が集中したことを見て、本件が最も困難なイシュー（案件）であるとデルベス議長が判断したからであった。

14 日のグリーンルーム会合で、ACP 諸国が、シンガポールイシューに対して EU の妥協にも関わらずゼロ回答に固執した背景としては、西アフリカ 4 カ国（ブルキナファソ、マリ、チャド、ベニン）が先進国の綿花補助金の撤廃とそれまでの補償を要求した「綿花イニシアティブ」提案に関して、米国案の影響を色濃く受けた事務局案に西アフリカ 4 カ国が反発、他の ACP 諸国がこれに同情して、ACP 諸国全体が過激化したことが指摘されている。

「綿花イニシアティブ」を端緒に過激化した ACP 諸国とは別に、カンクン会合で最大のイシューとされていた農業分野では、主要途上国がカンクン会合直前から「G21」というグループを作り、米欧合意の線と徹底抗戦の構えに出ていた。特に、カンクン会合直前に米国と EU が妥協して作成した米欧合意の内容が、両国の農業補助金を温存させる両者にとって都合のよい内容となっている点に、主要途上国は反発した。この G21 の強硬な対応がカンクン会合における南北対立の雰囲気を用意し、ACP 諸国の過激化の遠因になったとされている。カンクン会合が始まってからも、G21 と米欧との交渉は非公式に行われていたが、9 月 14 日時点で妥協点が見えていたという説とそうでないとする説があり、必ずしも状況が判然としない。いずれにせよ、シンガポールイシューを巡って交渉が決裂してしまったために、14 日には農業は公式に議論されることなくカンクン会合は終了してしまった。

## 1. 2 農業巡る欧米と G21 諸国の対立などが背景

カンクン会合の決裂の直接の原因はシンガポールイシューに対する ACP 諸国の強硬な姿勢であったが、その遠因となったのは、前述の通り、農業を巡る欧米と G21 諸国との激

しい対立、及び綿花イニシアティブを巡る米国の冷淡な対応であったと見られている。これらが、カンクン会合における「南北対立」の雰囲気を醸成する大きな契機となった。これらの要因について詳述すると以下の通りである。

#### （1）農業～米欧合意に対する対抗勢力としての G21 の登場が南北対立の雰囲気を準備

農業については、2003 年 3 月末までに交渉モダリティ（方式）が合意すべきことがドーハ閣僚会合で決められていたにもかかわらずその期限を過ぎてしまっていたため、カンクン会合で合意することが期待されていた。これまで農業を巡る対立軸は、必ずしも先進国対途上国という構図ではなく、むしろ農業輸出国対農業輸入国という構図が主であった。前者は豪州を中心とするケアンズグループ及び米国であり、後者は EU、日本、韓国、イス、ノルウェーといった諸国であった。途上国の中には一部ケアンズグループに参加している国もあった（アルゼンチン、ブラジル、チリ、南アフリカ等）が、途上国として一体として行動していたわけではなかった。

3 月末のモダリティ合意期限を過ぎた後、農業交渉の妥結がドーハラウンドを進めるに当たって必要不可欠であるとの認識のもと、7 月下旬のモントリオール非公式閣僚会議では、主たる対立軸である米国と EU の間で妥協案を編み出すことによって農業交渉を促進することに対して各国から期待が表明された。これに基づき、米欧間で調整した結果、両国間の合意内容が 8 月 13 日に発表された。そのポイントは以下の通りである（〔 〕は原文がブランク）。

- ・ 国内支持<sup>1</sup>：最も貿易歪曲的な支持（「黄」の政策）を〔 〕%～〔 〕% の範囲で削減。また、「青」の政策に代わる枠組みを創設し、農業生産総額の 5 % を上限として許容。
- ・ 輸出補助金：途上国の関心品目の輸出補助金を撤廃。残る品目は削減。輸出信用について輸出補助金とパラレルに撤廃・削減。
- ・ 市場アクセス：UR 方式（平均〔 〕%、最低〔 〕% 削減）、スイス方式（係数〔 〕）、無税、の 3 グループを組み合わせた混合（ブレンド）方式。
- ・ 途上国配慮：途上国には低い関税削減率及びより長期の実施期間等の適用。

この米欧合意の内容に対して、主要農業輸出国及び主要途上国は大いに失望した。米欧合意の内容が両国の特定の利害を色濃く反映したもので、広く全加盟国による交渉のベースとなるにはあまりにエゴイスティックな性格のものであったからである。具体的には、

- ① 国内支持：ケアンズグループや主要途上国は「青」の政策の廃止あるいは大幅な削減を主張していたにもかかわらず、米欧合意では、むしろ生産制限を要件としていた国内支持の枠組みである「青」の政策に代わる枠組みとして「より貿易歪曲性の少ない国内支持措置」という枠組みを新設し、しかもその上限を農業生産総額の 5 % と設定した。これらが欧米にとって持つ意味は次の通りである。EU にとっては、「5 %」という数字は 2002 年共通農業政策（CAP）改革<sup>2</sup>の結果を反映した数字であり受け入れ

可能な範囲であるとともに、米国にとっては、従来の「青」の政策の要件である「生産制限」を廃止した新たな枠組みの設置は、2002年新農業法で上積みされた補助金である「反循環所得支持」<sup>3</sup>の仕組みがこの中に含まれることにより、削減対象から外れることになる。

- ② 輸出補助金：ケアンズグループや主要途上国は、（米国と一緒にになって）輸出補助金の撤廃を主張して来たが、米欧合意では、途上国の関心品目の輸出補助金については撤廃を約束するものの、その他については単に「削減」のみの提案であった。（ただし、輸出信用が輸出補助金とパラレルで規律対象とされた点は評価された。）輸出補助金の撤廃はEUが対応不可能な線であり、ドーハ会合でも、米国やケアンズグループなどの撤廃要求にも関わらず、EUの強い反対により、閣僚宣言で「reductions of, with a view to phasing out, all forms of export subsidies（段階的撤廃を目的として、あらゆる形態の輸出補助金を削減する）」という文言で合意しているという経緯がある。ドーハ時から一貫して撤廃を主張してきた米国が、ケアンズと袂を分かってEUに妥協したことになる。

この他、途上国配慮条項について米欧合意は記述が少ない点について途上国から批判されたが、この点に関して、米欧は、今次合意は米欧間で見解の相違が大きい点に限って記載したものである旨の回答がなされた。

米欧合意は数字がほとんど入っていない枠組みのみの提案であったため、その農業貿易自由化に対する影響は図りがたかったが、そのエゴイスティックな内容に不満を抱いた主要途上国の糾合に向けた動きに火をつけた。これが「G21」の登場である。G21は米欧合意の内容に不満を持つ主要途上国が対案を8月20日に提出した際のグループであり、ブラジルがその中心となった。（当初メンバーは、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、エジプト、グアテマラ、インド、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、南アフリカ、タイ、ベネズエラの21カ国。）その主張内容は、特に市場アクセスにおいて途上国配慮を強く求めるという側面もあるが、先の米欧合意の我田引水的側面、即ち、上記①及び②の点について強い批判を加えるものであり、「青」の政策の廃止、及び明確な期限を定めた輸出補助金の撤廃を内容としていた。いずれも、潤沢な資金を有する先進国による補助金を通じた農業貿易の歪曲を直接批判のターゲットにしていた。

G21の登場で農業交渉における「南北対立」が鮮明になったが、これはカンクン会合における雰囲気全体もそのような色合いにした。後に述べる「綿花イニシアティブ」におけるACP諸国の過激化も、G21がもたらした南北対立の文脈の中で生じたものと理解されている。

なお、カンクン会合が始まってから、9月13日にカンクン閣僚宣言第2次改定案（3次案）が出されたが、その内容が基本的に欧米合意の線に沿ったもの（「青」の政策に代わ

る枠組みを新設し、農業生産総額の 5 % を上限として削減。輸出補助金については、途上国関心品目については撤廃するものの、その他の品目についてドーハ宣言と同じ文言である「撤廃に向けた削減」。平和条項<sup>4</sup>を[ ]カ月延長。等々) であったために、G21 がますます硬化したということがあった。しかしながら、G21 と米欧は非公式に交渉を重ねており、一部には、シンガポールイシューで決裂せずに再度農業に戻って交渉をしていたならば、農業に関しては合意点が見出せたのではないかとする向きもある。一方で、G21 の輸出補助金、「青」の政策についての立場は 14 日時点でも基本的には不变であり、いずれにせよ米欧と G21 の間の溝は埋まらなかつたのではないか、とする説もある。

## (2) 綿花イニシアティブ～G21 の欧米に対する対決姿勢が ACP 諸国の強硬化を触発

この問題は、ブルキナファソの大統領が 2003 年 6 月 10 日に WTO 貿易交渉委員会において本件についての演説を行ったことに端を発する。その後、ブルキナファソ、ベニン、チャド、マリの西アフリカ 4カ国が、7 月 28 日文書にて、カンクン会合の正式議題にするべきとの要望が出された。「綿花生産を行う先進国によって供与されている農業補助金の結果被っている損害に対する持続的な解決策を探し出すことに関連して…」という文言で始まっている本文書で提案されているイニシアティブ（発議）の概要は次の通りである。

- ・ 先進国は綿花の生産・輸出に対する支持を 2004 年から 2006 年までの 3 年間に毎年 33.3%ずつ削減し 2006 年 12 月末までに全廃すべきこと
- ・ 上記の全廃までの間、1999 年から 2002 年までの 3 年間をベースに計算された補助金供与による損害推計額を当該先進国が当該補助金により損害を受けた後発開発途上国 (LDC) に対して支払う。支払額は補助金未削減分と対応する。

これに対して、9 月 13 日に出されたカンクン閣僚宣言第 2 次改定案（3 次案）では、綿花問題はむしろより広範な関連産業群が抱える問題と併せて取り上げられるべきとの米国の主張を容れた内容となっていた。右改定案のパラグラフ 27 は以下のようない内容となっている。

"we instruct the Trade Negotiations Committee to consult with the Chairpersons of the Negotiating Groups on Agriculture...to address the impact of the distortions that exist in the trade of cotton, man-made fibres, textiles and clothing to ensure comprehensive consideration of the entirety of the sector. The Director-General is instructed to consult with the relevant international organizations...to effectively direct existing programmes and resources toward diversification of the economies where cotton accounts for the major share of their GDP..." (我々は繊維産業の全体性に対する包括的配慮を確保すべく、綿花、合成繊維、繊維製品の貿易における歪曲がもたらす影響に対処するために、・・・貿易交渉委員会に対して、農業交渉グループ議長と協議することを指示する。事務局長に対しては、国内総生産 (GDP) の大部分を綿花が占める

ような経済の多角化に向けて、既存のプログラムと資源を効果的に振り向けるために、関連する国際機関と協議することを指示する。)

綿花と繊維（米国のセンシティブ品目）と一緒に扱われたことに悲憤慷慨し、「経済の多角化」という文言が綿花生産をやめろとのメッセージと受け取った西アフリカ4カ国は他のACP諸国に支援を求め、ACP諸国がこれに同情して過激化した。特に、第2次改定案では、EU・日本などが主張して来た投資の交渉化に関して、（タイミングは明記されていないものの）交渉開始が盛り込まれていたため、ACP諸国自身は必ずしもシンガポールイシューについて強い意見があった訳ではないにもかかわらず、これに反発、14日のグリーンルームでは4分野に対してゼロ回答を強硬に主張したのである。すでに述べた通り、このACP諸国の過激化・対決姿勢は、G21の対決姿勢に触発されたのであった。

## 2. 「カンクン」失敗のインプリケーション

### 2. 1 70年代、シアトルと異なる南北軸の鮮明化

前述の通り、カンクン会合では、G21の台頭、ACP諸国の拒否権發動などの現象が見られたが、これらに象徴されるように、カンクン会合で顕在化したのは「南北軸」の鮮明化であった。ただし、この現象のカンクン会合における現れ方は特徴的であった。今回の現象は、かつて南北対立が激しかった1970年代の様相とも異なるものであるし、さらに言えば、まだ記憶に新しいシアトル閣僚会議とも必ずしも同じではなかった。カンクンにおける「南北軸」の顕在化の特徴が、WTO体制とグローバル・ガバナンスに関するいくつかの示唆を与えてくれるようと思われる。

### 2. 2 先進国側のダブルスタンダードの露呈でコンフィデンス毀損・喪失

#### 2. 2. 1 70年代の「南北問題」における途上国側の主張は反自由貿易主義的

今回のカンクンの失敗が、南北間の対立の先鋭化によるものであることから、これを70年代の「南北問題」に擬する向きがある<sup>5</sup>。しかしながら、今回のカンクンでの対立の原因を観察すると、70年代の南北対立と根本的に異なることが分かる。

70年代の「南北問題」について、簡単に整理してみると次の通りである。70年代の「南北問題」は、64年にジュネーブで開催された第1回国連貿易開発会議（UNCTAD）において「援助よりも貿易を」という有名なスローガンを採択したことがその起源である<sup>6</sup>。この会議では、事務局長を務めたラウル・プレビッシュが「新しい貿易政策を求めて」と題する報告書を提出し、大きな反響を起こした。この報告書の主張の骨子は、周辺国である途上国の工業化と、中心国に有利となっている既存の国際経済ルールの変革であったが、そのベースとなっている経済理論は、いわゆるプレビッシュ＝シンガー命題と呼ばれている「途上国の交易条件悪化説」であった。即ち、第一次産品は工業製品に対して交易条件が長期的に悪化する傾向があるため、主として第一次産品を輸出する途上国と工業製品を

輸出する先進国の中では、自由貿易は本質的に不平等な性格を帯びてしまう、という説である。この理論に基づき、同報告書では、特に①在庫量を調節することによって第一次産品価格を安定させる「国際商品協定」の仕組み、②先進国側が途上国側に一方的に特恵を与える「一般特恵制度」、③交易条件の悪化を相殺するための「補償融資制度」等が提案された。これらは「自由貿易は途上国にとって本質的に不利なシステムである」という経済理論に基づいている。上記の「南北問題」の高揚は、その後、74年の国連資源総会における「新国際経済秩序樹立に関する宣言」の採択に至ることになる。「新国際経済秩序(NIEO)」の柱は、「資源ナショナリズム」と「主権の平等」であったが、NIEOは戦後の国際経済秩序であった国際通貨基金(IMF)・関税貿易一般協定(GATT)体制そのものに対する途上国側からの挑戦であった。特に、80年代のNIEOの時代になると、時代の雰囲気を反映して<sup>7</sup>、北の豊かな国による南の貧しい国に対する歴史的に形成された搾取関係あるいは支配・被支配関係を逆転する運動として理解され、そのために、単なる経済理論の域を超えて、人々のモラルに対して訴える動きとなつた<sup>8</sup>。

## 2. 2. 2 カンクンでの途上国側の主張のコアは自由貿易主義的内容

これに対して、今回のカンクンの失敗に見られる南北対立においては、70年代のように経済哲学のレベルでは途上国と先進国との間に見解の根本的な相違がある訳ではない点が異なる。「自由貿易は途上国の経済開発に大きな役割を有する」という哲学は、今次ラウンドを貫くテーマであり、先進国・途上国間で一致を見ている。もちろん、途上国の主張の中には特に市場アクセス面（自国市場への輸入の自由化）を中心に途上国配慮を求める部分もあり、その限りでは、途上国の主張の理論的基礎は新古典派アプローチとは一線を画するものではあるが、70年代の途上国側の「自由貿易は本質的に途上国に不利である」というプレビッシュ＝シンガー命題に基づく主張ともまた異なるものである。今回途上国が主張の核に据えたのは、先進国側の途上国に対する特別扱い要求ではない。途上国側の主張のコアはむしろ自由貿易主義的であり、攻撃対象としたのが先進国側自身の反自由貿易主義的措置であり、要求したものは先進国と途上国との間の「レベル・プレイング・フィールド」(level playing field、対等な競争環境)であった。この点、途上国に対するWTO協定上の義務の減免を求める「実施問題」が大きなアジェンダとして取り上げられたシアトルやドーハとも異なるのである<sup>9</sup>。

例えば、G21の主張内容は、すでに述べた通り、市場アクセスにおいて途上国配慮の色彩が濃厚な面はあるものの、輸出補助金と国内支持の分野に関してはむしろ南北中立的な主張である。つまり、米欧の農業補助金の大幅削減・撤廃を主張しているに過ぎない。WTO協定上は合意された範囲内であれば許容されるものであるが、経済理論的には、これらの農業補助金は貿易歪曲的であり望ましくない。だからこそ、「黄」の政策として削減対象となっているのである。

また、西アフリカ4カ国が主張した綿花イニシアティブについても、その主張内容は、すでに述べたように、綿花生産・輸出に対して多額の補助金を与えていた先進国（主として米・EU）に対して、段階的に当該補助金を削減し2006年までに全廃すべきこと、及び全廃までの間は損失推計額を補償すべきこと、を内容としている。（綿花生産者に対する補助金は米国で年間25～30億ドル、EUで年間7億ドルとの推計がある。）これは、WTOにおける交渉の常識からすると例えれば補償を求めるなど常軌を逸している側面はあるが、経済理論的には極めて自由貿易主義的内容である。

さらに言えば、上記の途上国の主たる非難の矛先であった、先進国の補助金供与を通じた農産物の世界市場での価格の下落を、途上国の今回の交渉戦術をバックアップした非政府組織（NGO）の一つとされるオックスファムは「農業ダンピング」と呼んだが、このロジックは米国が我が国からの鉄鋼輸入に対してアンチダンピング措置を発動する際のロジックと酷似している。米国は、我が国が政府の産業政策と弱体な独禁政策によって育まれた鉄鋼業界におけるカルテルによる超過利潤を活用して、米国市場にダンピング輸出している、したがって、米国側はアンチダンピング措置によって国内市場を守ることが正当化される、というロジックを駆使してきた。今回途上国側が駆使したロジックは、まさに米国が駆使していた論法のお株を奪うものと言える。そして、米国に対して「ダブルスタンダード」との批判が出てくるのも、途上国の立場にしてみれば、ある意味で自然の成り行きであり、ここに、先進国の自由貿易体制に対するコミットメント（関与）に関して途上国側の「コンフィデンス（信頼）」は毀損・喪失することになる。

## 2. 2. 3 「コンフィデンス」の毀損・喪失、貿易以外の国際経済体制に波及も

今回の途上国側の主張のうち最も焦点が当てられた「先進国の補助金による農業ダンピング」の主張は、途上国に対する特別扱いを求めるものではなく、むしろ自由貿易主義的な内容であったのはすでに述べた通りである。そして、先進国側の反自由貿易主義的対応が「コンフィデンス」を毀損・喪失させたのであるが、このことは、WTO体制を超えて、これまで先進国（特に米国）が、IMF・世界銀行とともに、途上国に対して提示してきた経済開発の処方箋、即ちいわゆる「ワシントン・コンセンサス」<sup>10</sup>の正当性との関係でも重要なインプリケーション（含意）を持つ可能性がある。今回の途上国の主張自身の基礎は、自らの市場の自由化を「棚に上げた」という意味では、「ワシントン・コンセンサス」のベースとなる新古典派アプローチ（そのメニューには途上国の開発のために途上国側の輸入自由化が必要と説かれている）とは異なるが、先進国側の貿易自由化の欠如（農業補助金の削減・撤廃の拒否）を指摘したことは、先進国側が自ら「ワシントン・コンセンサス」を実践していないことをも指摘したことになると解される。これは、貿易の分野を超えて、国際経済体制全般にわたっての先進国側のグローバル・ガバナンスに対する姿勢に関して、クレディビリティ（信頼性）を喪失させるに十分と思われる。以上述べたよう

に、「コンフィデンス」の毀損・喪失が、単に貿易交渉における禁反言（過去の行為と矛盾する主張・行為を禁じる原則）違反ではなく、より広い国際経済政策の文脈における「ワシントン・コンセンサス」に対する先進国側の禁反言という理念レベルでの事件だとすれば、そのインプリケーションは貿易以外の国際経済分野にも波及する可能性がある。

## 2. 2. 4 「トレード・ジャスティス」喪失の恐れ

また、先進国側の自由貿易体制へのコミットメントに対する途上国側の「コンフィデンス」の毀損・喪失は、先進国側の「ダブルスタンダード」によって引き金を引かれた訳だが、このようにしてラウンド交渉が停滞してしまった場合、今後、大国の論理がむき出しになる危険性がある。「トレード・ジャスティス（貿易の公正）」の喪失である。考えてみると、通商問題の歴史は、「トレード・ジャスティス」の追求の歴史であった。ウルグアイラウンドで、それまで米国の通商法301条を通じた一方的制裁に苦しめられていた日欧は、WTO協定のカバーする通商紛争はWTOの紛争処理手続を通じて解決すべきとの規律を勝ち取った（WTO争議処理了解23条）。この強制力の強い紛争処理手続の導入で、大国が一方的措置によって小国を力ずくで言いなりにさせるという事態に終止符が打たれ、「トレード・ジャスティス」が少なくともWTO協定がカバーする通商問題の紛争解決（ルール・エンフォースメント）については実現した。しかし、WTO協定がカバーしていない問題、即ち協定策定（ルール・メーキング）の領域での「トレード・ジャスティス」は、上記に述べた通り、今回のカンクンにおける先進国側の「ダブルスタンダード」によって損なわれてしまったように思われる。

カンクン以降、米欧はドーハラウンド交渉に対してリーダーシップを積極的に取らないことを明言している。特に、米国はバイラテラル（2国間）あるいはリージョナル（地域的）な措置へのシフトを公言しており<sup>11</sup>、しかもそれをテコにして、途上国グループの切り崩しをすでに始めていると報じられている。最近では、報道によると、タイがG21から距離を置くことを条件に米国から自由貿易協定（FTA）交渉開始を取り付けたという。また、中米諸国の中にもCAFTA<sup>12</sup>交渉の条件にG21から距離を置くこととした国もあるとの情報もある。もちろん、米国財界は、米通商代表部（USTR）のFTA交渉相手が必ずしも経済的に大きな価値のある相手ではないことから、より主要な途上国とのFTA交渉を促しているようであるが、農業などにおける予想される譲歩の必要性に鑑みると、当面はそのようなFTAの実現可能性は低いと見られている。しかしながら、米国とFTAを巡る上記の報に接し、米国の覇権主義的傾向はすでに顕在化しているように見える。そこに、この覇権主義が「ジャスティス」を欠いたものである所以があり、グローバル・ガバナンスは今後、少なくとも通商に限って言えば、喪失の危機に直面する恐れがある。

ちなみに、先ほどルール・メーキングについては「トレード・ジャスティス」を喪失したと述べたが、実はルール・エンフォースメントについても、「トレード・ジャスティス」

の危機の可能性がある。今回のカンクンで決着するはずだった、「平和条項」の延長問題はカンクンの決裂によって未解決のままになっている。本条項が延長されなければ、2004年度からは農業助成措置に関する WTO 補助金協定に基づく紛争処理の申し立てがなされる可能性がある。また、農業と並んで先進国のセンシティブ品目である繊維についても、2004年末で繊維協定が廃止され GATT への統合がなされ、数量制限が廃止されることになっているところ、報道によれば、米国では大統領選の年でもありその実施が危ぶまれているところである。仮に、先進国が積極的に途上国関心品目に対する違法行為を行う場合には、ルール・エンフォースメントの分野においても「ジャスティス」の喪失が顕在化することになる。(実は、ルール・エンフォースメントの分野ではウルグアイラウンドで「ジャスティス」が実現したと述べたが、このジャスティスには大きな弱点が残されている。最終的には、WTO 違反と判じられた国の履行を確保するために、申し立て国が最終的に取りうる手段は、輸入制限などの制裁措置であるが、制裁自体は反自由貿易主義的であるのみならず、自らの市場が小さい国には必ずしも有効に活用できない性格のものであるとされている。)

## 2. 3 「ネットワーク型統治」の潮流が加速する可能性

「カンクン」における「南北軸」の鮮明化のもう一つの特徴として、あまり指摘されていないことだが、シアトルでピークに達し、ドーハラウンド交渉の開始後も残っていた、「開発アジェンダ」と、環境・労働などの「非経済的関連事項」のあいまいな関係が整理され、両者の間に境界が明確に引かれたこととなったことが挙げられる。この結果、後者が少なくとも暫くの間は WTO のアジェンダとしては重視されないこととなった。

「シアトル」を思い出してみると、途上国（及び開発 NGO）と環境 NGO と労働組合が「反自由貿易」の立場から利害を共有し連携したことが、その失敗の大きな要因の一つであった。その後、ドーハ会合では、「開発」ラウンド立ち上げを決定した際に、「貿易と労働」はアジェンダから欠落したが、「貿易と環境」は引き続き残った。「貿易と環境」のテーマは幾つかのサブテーマから構成されているが、このうち、多国間環境協定（MEAS）と WTO との関係の明確化、MEAS 事務局の WTO におけるオブザーバー資格といった論点が交渉対象となる一方で、環境ラベリング<sup>13</sup>の扱いといった論点については、今回のカンクンで交渉対象とすべきかどうか決定することになっていた。しかも、ドーハで「貿易と環境」をアジェンダ化することを強く主張した EU は、最近まで、環境ラベリングの論点をカンクン会合で交渉化すべく粘り強く交渉していたのである。しかし、カンクン会合が近づくにしたがってその交渉化は非現実的との認識が支配的になり、カンクンではほとんど争点にならなかった。つまり、シアトルの「開発・環境・労働」の連携は、カンクンに至って解消したように見えるのである<sup>14</sup>。かくして「開発」アジェンダの純化が成立した<sup>15</sup>。

「貿易と環境」は、確かに、WTO 設立以来、非常に重要なテーマとして扱わされてきた。GATT には明示的に「環境保護」という文言がなかったところ、WTO 協定の前文にこれを明記したことは重要な成果としてみなされ、また、実際の紛争でもこの点に着目した判断が下されたこと也有った（例えばエビ・カメ事件上級委員会報告<sup>16</sup>）。そもそも、環境保護を目的とする貿易措置が WTO 協定上十分に正当化されるためには、產品の特性に関連しない PPM（產品の生産工程または生産方法、process and production method）を規制する措置に厳しい伝統的な WTO 協定解釈が修正される必要があるとの理解の下に、近年の WTO 上級委員会がこれに対する修正を示唆した（アスベスト事件上級委員会報告<sup>17</sup>）として、環境関連貿易措置の正当化に道を開く傾向が見られるとの見方をする向きもある。

しかし、先述の通り、カンクン会合で発現した南北軸の鮮明化、「開発」アジェンダの純化という背景に照らして考えた場合、例えば、今後、先進国の環境保護措置が途上国からの輸入を阻害しているとして途上国から訴えられた場合、法的判断はさておき、政治的にはどのような受け止められ方をされることになるのか、はなはだ興味深いところである。WTO は、非貿易的関心事項をも取り込んで「世界経済機構」（WEO）になるのか否か、という論点が一頃論壇を賑わしたものであったが、この論点は、カンクンの失敗の意味を上記のように読み解く限りにおいては、少なくとも当面は妥当性を欠くものとなるであろう。

この点をさらに突き詰めれば、その独特の強制的性格の強い規律及び紛争処理手続の故に他の国際機関に比べて放っていた異彩に着目して、そこで扱うべきイシューを拡大しよう（あるいはせざるをえない）と、WTO がその設立以降、一つのグローバル・ガバナンス・ポイントとして注目を集めて来たが、今回のカンクンの失敗で、相互に矛盾する諸問題を一括して一つの国際機関で統合的に扱う、というアプローチから、むしろ、一つの問題に対して関連する複数の国際機関が協力しながら取り組むアプローチへと、グローバル・ガバナンス・ストラクチャーに対する発想が転換する大きな契機になるのではないかと思われる。つまり、例えば、途上国問題という目的を軸に、それに資する関連国際機関、即ち世界銀行・IMF・国連関連機関が、WTO とより一層協力しながら対応していく、というシステムになっていく姿が想起される<sup>18</sup>。もちろん、環境を初めとして、貿易自由化・途上国開発とは別個のイシューについては、それぞれの関連国際機関で扱われていくが、WTO では、「開発」アジェンダが純化した結果、少なくとも政治的には、多元的な価値を取り込むという方向ではなく、むしろ貿易自由化・途上国開発により焦点を合わせた「シングルイシュー」志向を強めていくであろう。

しかし、このことは、グローバル・ガバナンスの柱としての WTO 体制の機能性にはプラスに働くのではないかと思われる。近年、グローバルな課題について如何なるガバナンス形態が最も効果的かについて議論が盛んに行われているが、様々な見解の中で「ネットワーク型統治」という考え方方が有力になりつつある。この考え方の中にも様々なバリエー

ションがあるが、要するに、正当性と機能性の双方の確保の観点から、複雑性と階層性を最小限にするために、直面するグローバルな問題に利害関係のあるプレーヤーのネットワーク構築を通じて問題解決を図るという考え方である。この考え方は、一つのグローバルイシューを多元的なプレーヤーのネットワークを通じて解決するという考え方であると解されるが、ネットワークのメリットの一つが分散知の実現にある以上、この考え方は、複数のイシューを統合的に解決する手法としても、一つのフォーラムで統合的に扱うのではなく、むしろイシューごとにネットワークを構築した上、複数イシュー間の調整もまたネットワークを通じて行う、という考え方になるだろう<sup>19</sup>。仮に「ネットワーク型統治」という形態が今後のグローバル・ガバナンスの一つの大きな潮流だとするならば、今回のカンクンの失敗で強まると思られる WTO 体制の「シングルイシュー」志向は、この潮流に沿ったものであり、さらにこれを促すものと思われる所以である。

しかし、ここで注意すべきは、仮に WTO 体制はより焦点を絞った枠組みになり機能性を高めたとしても、それは、WTO の扱うイシューとその他のイシュー群との間の緊張関係が雲散霧消することを意味しない、ということである。例えば、「貿易と環境」はグローバル・ガバナンスのアジェンダからは消えてなくならないのである。したがって、WTO 体制をも一つの構成要素として包含する、より高次の国際的枠組みを構築する必要性がより急務になったということを意味するのであり、その意味で、グローバル・ガバナンス自体はむしろ一層危機に置かれたことになる。

## 2. 4 高い次元の国際的枠組み構築が急務

総括すると、カンクン会合における「南北軸の鮮明化」<sup>20</sup>の特徴が示唆するものは、①途上国側の主張が従来のように自らに対する「ダブルスタンダード」の適用の要求に主眼を置かず、むしろ先進国側の「ダブルスタンダード」を取り上げて攻撃したことから、これまで自由貿易体制の推進者であった先進国側のクレディビリティがこれまでになく損なわれた、②これまで必ずしも明確に切り分けられていなかった「開発」アジェンダと環境や労働などの「非経済的関心事項」との関係が整理され、「開発」アジェンダが純化し、WTO のアジェンダとして「非経済的関心事項」に対して優先化するに至った、の 2 点である。

そして、これらが WTO 体制の今後に与える影響は、前者については、先進国側の「ダブル・スタンダード」の露呈による自由貿易体制における「コンフィデンス（信頼）」の毀損・喪失であり、後者については、WTO の「世界経済機関（WEO）」化に向かう動きの後退と、「ネットワーク型統治」の潮流の加速の可能性である。後者の要素は、グローバル・ガバナンスの主体としての WTO 体制の機能性を向上させる可能性があるとは思われるが、いずれにせよ、これらの二つの要素は、WTO 体制を通じたグローバル・ガバナンスに対してネガティブなインプリケーションを有すると解される。WTO 体制が今後とも機能的

であるためには、毀損した「コンフィデンス」の回復の努力、及び、「ネットワーク型統治」あるいはその他の適切な高次のグローバル・ガバナンス・レジーム（枠組み）の構築が早急に図られなければならない。

## 2. 5 ドーハラウンド成功で 5000 億ドル超す所得増も

以上、「カンクン」の失敗が、WTO 体制とグローバル・ガバナンスに与える影響を分析して来たが、最後に、この「カンクン」の失敗を乗り越え、現在行われているドーハラウンド交渉を成功させた場合に、世界経済にもたらす効果について付言しておく。ドーハラウンド交渉の成果が世界経済に与える影響については、いくつかの機関が分析を行っている。その代表的なものが、経済協力開発機構（OECD）が 2003 年 6 月に公表した分析<sup>21</sup>と、世界銀行が 2003 年 9 月に公表した分析<sup>22</sup>である。前者は、交渉分野のうち農産品と非農産品の関税引き下げに絞ってその効果を分析しており、ドーハラウンドにおけるこれらの分野の関税引き下げによって先進国・途上国合わせて 1170～1730 億ドルの「厚生増」（welfare gains）が実現されると試算している<sup>23</sup>。後者は、関税引き下げに加えて農業分野の輸出補助金・国内支持の廃止、従量税・関税割当・アンチダンピング税の撤廃を考慮に入れて試算を行っており、ドーハラウンド交渉が「有意義な」合意<sup>24</sup>に至れば、2910 億ドル（生産性向上や対内直接投資増加といった動学的な影響を考慮に入れると約 5200 億ドル）の所得増がもたらされるとの分析結果を出している。<sup>25</sup>

ドーハラウンド交渉が世界経済にもたらす効果は、交渉モダリティが合意に至っていない現在、その詳細について語ることはもちろん不可能であるが、上記の試算を見ても分かる通り極めて大きな規模に及ぶものであることは明らかであり、これらの「果実」を先進国・途上国が共に享受するためにも、毀損された「コンフィデンス」を早急に修復し、ラウンドを成功に導くことが望まれる。

筆者は、2000 年 10 月から 2003 年 7 月まで経済産業省でドーハラウンド交渉に直接関わる立場にあった。現在 WTO 事務局に勤務しているが、ドーハラウンドと直接関係ある立場ではない。カンクン会合には参加していない。この章で述べた見解は筆者の私見であり、現在属する、あるいは以前属していた組織の公式見解とは何ら関係ない。また、前提となる諸情報も、筆者の前職時代の同僚その他の交渉関係者から聴取した部分もあるが、多くは新聞報道その他の公開情報に基づくものである。

### 【注】

<sup>1</sup> WTO 農業協定では国内支持を「緑」「青」「黄」の三つに分類している。「緑の政策」は、生産拡大や貿易歪曲に結びつかない（価格支持の効果を持たない）政策で、保護削減の対象外とされる。「青の政策」は、生産調整の下での直接支払いであり、生産との結びつきは持っているが、「緑の政策」に準じて保護削減の対象外とされる。以上の二つ以外の政策が「黄の政策」として生産を拡大し貿易を歪曲する効果を持つ政策として保護削減の対象とされる。具体的には、その中心は価格支持政策である。

<sup>2</sup> 欧州共通農業政策（CAP）は、1999 年 3 月に「アジェンダ 2000」という名の改革（2000

---

～2006年の7年間を対象)をすでに決めており、そこでは支持価格の引き下げと所得補償(直接支払い)を通じて、「黄」の政策を「青」の政策に大幅に転換するものであったが、この内容は、財政規律の順守とCAP改革の実施とを両立させるために、その実施期間の中間時点においてさらに中間見直しを行うこととなっていた。2003年6月26日にEU農相理事会で中間見直しの内容が合意された。その内容の最大の眼目は、既存の直接支払いを変更し、農家が何をどれだけ生産するかに関係なく(デカップリング)、基準期間(2000～2002年)における支払実績を基準に支払額が決定される制度としたことで、これにより従来「青」の政策とされていたものが大幅に「緑」の政策に転換されたことになる。ただし、2002年7月に欧州委員会が提出した原案に比べて農相理事会で了承された内容は転換の規模の面で大きく後退しており、アジェンダ2000では294億ユーロであった青色補助金を、委員会原案では5億ユーロに削減する提案をしていたのに対して、農相理事会で了承された内容は、これを136億ユーロにまで削減するにどまった。これにより、「青」の政策に関して、WTO農業交渉でEUはより守勢に立たされることになったとされる。

- 3 2002年新農業法は、1996年農業法(対象期間は1996～2002年度)の期限切れに伴って制定されたもので、2002年5月13日にブッシュ大統領が署名した。1996年農業法はそれまでの不足払い制度を廃止し固定支払い制度に転換する内容であり、米国農業保護政策の中心を「緑」の政策にする効果を持った。しかしながら、1998年のアジア通貨危機を契機に起こった穀物価格の下落に伴い、市場喪失補償を中心とする農業支援パッケージが導入され、それ以来、毎年同様のパッケージが導入されて来た。(本市場喪失補償は2001年に「黄」の政策としてWTOに通報された。)このような中で成立した2002年新農業法(対象期間は2002年～2007年)は、1996年農業法の固定支払い制度を維持した上、それに追加して「反循環所得支持」制度を導入、上記の市場喪失補償の制度化を図った。そして、追加支出額は6年間で計517億ドルと計上されている。「反循環所得支持」は削減対象である「黄」の政策に分類されるため、これを大幅増額した新農業法の成立は、WTO農業交渉における米国の立場を弱化させたと見なされた。
- 4 WTO農業協定第13条を指す。実施期間(1995年に開始する9年間)中に、農業協定の規定に完全に適合して国内助成及び輸出補助金の交付が行われている場合には、これらの措置は、一定の条件を満たすときは、WTO補助金協定上の措置(相殺関税など)の対象にならないこと、及び相殺関税に係る措置の開始については妥当な自制が示されなければならないことを規定。本条は、ウルグアイ・ラウンドの間の1992年11月の米欧間のいわゆる「ブレアハウス合意」における両者の妥協により設けられたものである。
- 5 例えは、Bruce Stokes, "Economic Interests – The Culture Clash at Cancun", *National Journal*, September 20, 2003.
- 6 厳密には、「南北問題」という用語は、1959年に英国の外交官オリバー・フランクスが「先進国と低開発地域との関係は、南北問題として、東西対立とともに現代の世界が直面する二大問題の一つである。」と述べたことに始まる。その後、1961年、ケネディ大統領の提案によって、国連総会が1960年代を「開発の10年」と宣言した。
- 7 当時は冷戦下であり、中国、インドなど主要途上国の多くは、社会主义国あるいは社会主义的色彩の濃い政治システムを採用していた。また、当時は、ローマクラブにより「成長の限界」が叫ばれたり、シューマッハーの「スマール・イズ・ビューティフル」論が人気を博す等、世界経済における戦後高度成長の終わりとなる転換点の時期にあった。
- 8 NIEOはその後80年代に入ってから、1982年のメキシコの債務不履行に典型的にみられるように、途上国の累積債務問題が急激に悪化し、NIEO運動に代わって、マクロ経済運営の改革が急務となる。この中で、NIEOを支えていたいわゆる「構造主義」(ブレッッシュもここに含まれる)に代わって、新古典派アプローチが台頭することになる。
- 9 2001年11月のドーハ閣僚会議では、WTO協定上の義務を途上国に対して減免すべきとのいわゆる「実施問題」が非常に重要なテーマとなった。ドーハでは途上国側はラウンド立ち上げの代償として実施問題の解決を強く要求した結果、本宣言とは別に実施

---

問題に関する別宣言が採択され 40 数項目の措置が盛り込まれた。さらにドーハで未解決に終わった項目についても 2002 年末までに対応されるべき旨が本宣言（パラグラフ 12）に明記された。しかしながら、ドーハラウンド開始以降、実施問題は議論の中心から次第に外れ始め、その結果、2002 年末の期限は徒過した上、カンクンではほとんど議論にならなかった。

- 10 IMF・世銀による途上国開発の処方箋のベースとなる考え方で、①財政規律②公共支出における教育と保健の優先化③税制改革④市場を通じた金利の決定⑤「外向的政策」の最も重要な要素としての競争的為替レート⑥輸入自由化⑦対内直接投資自由化⑧民営化⑨規制緩和⑩知的財産権の保護、の 10 項目とされる。そしてこれらを支える経済理論が新古典派アプローチである。途上国側の主張は、自らの輸入自由化を先進国側と同等に考えておらず、新古典派アプローチのように市場万能主義ではないことから、むしろ修正主義的アプローチと考えられるが、これは途上国側の自由化を漸進的に進めるべきとの結論を導くとしても、途上国開発にとっての自由貿易の効果そのものを本質的に疑うものではないと解される。
- 11 Robert Zoellick, "America will not wait for the won't-do countries", *Financial Times*, September 22, 2003.
- 12 中米自由貿易協定 (Central American Free Trade Agreement)。米国と中米 5 カ国（コスタリカ・エルサルバドル・グアテマラ・ホンジュラス・ニカラグア）が締結を目指して大詰めの交渉が行われている。
- 13 環境に優しいことを示すラベルを製品に付けることにより、製品の環境上の利点を消費者に伝え、環境保護に配慮した製品の市場拡大に貢献することを目指す制度。日本を含む先進国を中心に導入されている。
- 14 シアトル閣僚会議で見られた「開発・環境・労働」の連携における共通利害としては、反自由貿易、反グローバリゼーションという実体的な主張とともに、閣僚会議における意思決定プロセスが必ずしも透明ではないのではないかという手続面での主張があった。後者については、ドーハ閣僚会議以降、内部（途上国）・外部（NGO）両面にわたっての透明性向上の努力が重ねられており、カンクンにおいても、シアトルの際のようなフラストレーションはうかがわれない。前者については、環境と労働が本質的に貿易自由化と緊張関係を孕んでいるのに対して、開発は後述するように必ずしもそうではない。以上により、上記の連携が解消されるのは、時間の問題であったとも言える。
- 15 そもそも「開発」アジェンダと環境などの「非経済的関心事項」の間に親和性があることは、例えば、途上国問題と環境問題が、「持続可能な開発(sustainable development)」という概念に共に包含されてきたことからもうかがえる。この概念自体は、国連総会の決議に基づき設置された「ブルントラント委員会」が 87 年に発表した報告書「われら共有の未来」で提起した概念であり、累積債務問題が沈静化してきた 80 年代後半から顕在化してきた「グローバルイシュー」を取り上げようとする時代の雰囲気を反映していたが、2002 年に開催されたヨハネスブルグサミットでも、途上国開発と環境は共に「持続可能な開発」の重要要素として取り上げられていた。
- 16 同報告 (WT/DS58/AB/R) パラグラフ 152,153,155 参照。
- 17 同報告 (WT/DS135/AB/R) パラグラフ 117~126 参照。
- 18 カンクン閣僚会議に関連して、例えば世界銀行はその直前に「世界経済の展望 2004 : ドーハ開発アジェンダの実現に向けて」(Global Economic Prospects and the Developing Countries 2004: Realizing the Development Promise of the Doha Agenda) というレポートを公表し、WTO 交渉が「有意義な」合意に至れば、富裕国と貧困国の双方に約 2900 億ドルから 5200 億ドルの所得増がもたらされ、2015 年までに 1 億 4400 万人が貧困から脱することができると予測した。またカンクン会合には、世銀幹部も参加し、ドーハラウンド交渉に伴って必要となる改革に必要な資金の提供について言及している。しかしながら、これらの援助と貿易交渉のより一層の有機的な関連付けが今後は求められるのではないか。日本政府部内でも、貿易交渉担当部局と援助担当部局の連携は皆無と言ってよい。

- 
- 19 例え、J・F・リシャールは、これから20年に解決すべき20の地球規模の問題に對してそれぞれの問題毎にネットワークを構築することを提案しているが、課題同士の連携のために21番目のネットワークを作ることを併せて提案している。
- 20 「南北軸の鮮明化」は、既存の加盟国間の様々な合従連衡が、南北間の対立軸に収斂されることも意味する。その結果、「カンクン」でマージナライズされた座標軸の一つが農業輸出国・輸入国軸であり、それにより、日本、韓国、スイス、ノルウェーといった先進農産品輸入国と、豪州、カナダといった先進農産品輸出国は、いずれのグループにも属していないため影響力が低下したように思われる。前者はEUと連合を組んでいたが、カンクン直前に米欧連合が形成されたことで、主たる軸の一角でなくなった。後者は、農産品輸出の観点から多くの途上国とともにケアンズグループを形成し、かつ米国とも協調しつつ農業輸出国としての利益を主張してきたが、途上国はG21を形成して途上国ブロックを形成し、一方、米国はEUと連合をすることによって、結果的に、ケアンズグループは有名無実化してしまった。これに象徴されるように、途上国側では從来よりも一層強固な連合が形成され、また先進国側でも米欧が、両国間で抱える紛争の多さにも関わらず、必要があればウルグアイラウンドの際と同様に協力して影響力を行使しようとの構えに出ることが示された訳であり、ここから、南北軸が国際経済問題の軸となる傾向にますます拍車がかかると思われる。このような状況が、日本の交渉戦略に与える影響は小さくないよう思われる。通商問題における日本のメンタリティを回顧してみると、つい最近までは日本の最大のプライオリティは対米関係であった。最も脅威であったのは、米国による通商法301条を通じた一方的措置であり、これを押さえ込むことが前回のウルグアイラウンドの最大の目標の一つであった。その成果がWTO紛争処理了解23条に規定されている「一方的措置の禁止」という形で実現されたのは、日本にとって大きな成果と捉えられた。この文脈では、日本のメンタリティは、途上国側とは言えないまでも、「非先進国」側と言えた。今回のドーハラウンドでは、この辺りがもう少し不明瞭になっている。ドーハラウンド交渉においては、日本は、農業においても非農産品市場アクセスにおいても、品目ごとの柔軟性を主張するなど、途上国と先進国の双方の懸念に応えるとの立場を打ち出し、以って自らのセンシティブ品目の除外も併せて企図した。アンチダンピングについても、今回のカンクンでの主たるトピックではなかったが、ドーハの立ち上げの際には、日本がアンチダンピング交渉化の主唱者となることを通じて、途上国の味方を演出することが出来た。しかし、今後は、このような微妙な立場に立つことは、このような南北軸の鮮明化によって、一層困難になるのではなかろうか。
- 21 "The Doha Development Agenda: Welfare Gain from Further Multilateral Trade Liberalisation with Respect to Tariffs" Working Party of the Trade Committee, 2003, OECD, (TD/TC/WP(2003)10/FINAL)
- 22 Global Economic Prospects and the Developing Countries 2004: Realizing the Development Promise of the Doha Agenda, 2003, World Bank
- 23 OECDの試算では、8通りのシナリオを想定して試算を行っている。このうち「厚生増」(所得と価格の両面における変化から得られる効用)の値が最も大きいのは、シナリオA1(全ての国による全物品の関税撤廃+貿易円滑化による貿易コスト1%削減)であり、最も小さいのがシナリオA3(全ての国による全物品の関税5割削減+貿易円滑化による貿易コスト1%削減)である。この他、先進国と途上国との間に削減の差を設けるB1・B2シナリオや、スイスフォーミュラ(あらゆる品目の関税を一律に一定水準未満に引き下げる方式)による関税削減を前提とするC1~C3シナリオが設定されている。なお、本試算では、交渉の結果、譲許税率が実効税率よりも下回った場合にのみ実効税率の引き下げをもたらし貿易に影響を与える、という「堅め」の手法を採用している。
- 24 世界銀行の試算では、関税引き下げに関しては、先進国による農産品関税の10%への削減と工業品関税の5%への削減、及び途上国による農産品関税の15%への削減と工業品関税の10%への削減を、シナリオとして想定している。
- 25 OECD、世銀のいずれの試算も、貿易自由化の成果は先進国と途上国が共に享受する

---

ことを示唆している。OECD の試算では、例えば「厚生増」が 1730 億ドルのケースでは、そのうち先進国が 830 億ドル、途上国が 900 億ドルを得ることになるとしている。また、世銀の試算では、2910 億ドルの所得増のうち、先進国が 1320 億ドル、途上国が 1590 億ドルを得るとしている。

#### 【参考文献】

- 絵所秀紀 『開発の政治経済学』 日本評論社、1997 年  
外務省経済局国際機関第一課編 『解説 WTO 協定』(財)日本国際問題研究所、1996 年  
小寺彰編著 『転換期の WTO 非貿易的関心事項の分析』東洋経済新報社、2003 年  
下村恭民・辻一人・稻田十一・深川由起子 『国際協力』有斐閣選書、2001 年  
ジョゼフ・E・スティグリツ 『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』徳間書店、  
2002 年  
中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇 『国際経済法』有斐閣、2003 年  
服部信司 『グローバル化を生きる日本農業 WTO 交渉と農業の「多面的機能」』 NHK  
出版、2001 年  
J・F・リシャール 『問題はグローバル化ではないのだよ、愚か者』草思社、2003 年  
Economic Association ,2003  
Joseph S. Nye and John Donahue, ed. "Governance in a Globalizing World",2000  
Oxfam "Running into the Sand" Oxfam Briefing Paper 53,2003  
Stanley Fischer "Globalization and Its Challenges" Ely Lecture at the American